

社某地店長宛
地檢餘ハ某地迄 一中等機名内、
幾輛ハ、一荷物略計幾箇内
徵用ノ其月某日時發車ヲ以テ某地
給可致事
何々長 官姓名印
會社某地停車場長宛 (以下次號)

五百圓 第一號(九七二三番)一枚
所有ノ外盜難ノ旨本年告第四十號
般兵庫縣下於テ發見候條此旨更ニ
六日 大藏卿松方正義
張所ノ義來ル十六年一月六日ヨリ
内生池院へ取設事務爲取扱候ニ付
等便宜ヲ以直ニ同所へ差出苦
十七日 東京府知事芳川顯正

治十三年以前ニ係ル地所質入書入
銷難不分明ニ付右地所ヲ質入書入
公証ヲ受ケタル者アラハ明治十六年
戸長役場へ申出ヘシ
九年ヨリ同十四年ニ至ル地所質入
印押鼠喰ノ爲更ニ編製ニ付右地所
入質入取リ公証ヲ受ケタル者アラ
右村戸長役場へ申出ヘシ
上ハ關係ナキモノトナシ他ハ公
通知有之候條此旨告示候事
十七日 東京府知事芳川顯正

角野村公証云々中明治十三年ヨリ
明治四年ヨリ同十三年ニ至ルノ誤
日迄ニトアルハ同三十一日迄ノ誤

公報

府縣(沖繩縣ヲ除)
諸省乙第三十九號通中左ノ通更正則

山ノ種目石數ハ第八號離形ニ倣ヒ報
期限通リ差立租稅局へ送付スヘシ
届出タル分 三月十五日限
届出タル分 七月十五日限
届出タル分 九月十五日限
期以下及第九號離形更正
檢査済ノ分 三月十五日限
檢査済ノ分 七月十五日限
檢査済ノ分 九月十五日限
(離形事)
大藏卿松方正義
府 縣

本年九月第廿四號ヲ以繰越金ノ債相違債十三年度以
前ニ係ル打切金ハ續從前ノ通可相心得此旨更ニ相違債事
明治十五年十二月廿三日 大藏卿松方正義

叙任賞勳

〇十一月三十日分
陸軍憲兵少尉 正八位勳七等 米澤 元子
八代 忠亮
實馬 忠亮
石川 敦古
水谷 不二夫
水谷 正人
海味 正人
叙勳六等賜服光旭日章
日本帝國褒章之記
南森縣下陸奥國東津輕郡原別村
工藤 仁次郎

明治十四年十二月十八日青森縣下陸奥國東津輕郡原別村
海岸ニ於テ同郷小笠原三藏兼組タル漁船暴風激浪ノ爲メ
覆没シ其難死ヲ認メ自己ノ危難ヲ顧ミズ之ヲ救済ス依テ
明治十四年十二月七日
勅定ノ紅綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス
明治十五年五月一日

時事新報

牛場高橋井上三氏ノ渡韓ヲ送ルノ文
袖浦 外史

同學ノ友人牛場卓造高橋正信井上角五郎ノ三氏ハ將サニ
本日廿八日ヲ以テ我橫港ヲ解纜シ西、朝鮮國ニ航セント
ス蓋シ牛場氏ガ此行アルハ彼國目下内外國事ノ繁劇ナル
ガ爲メ朝鮮政府ノ招聘スル所トナリタル者ナリト云ヒ高
橋井上ノ二氏亦タ日韓ノ交際ニ就キ夙トニ大ニ感スル所
アルヲ以テ今回斷然渡航ニ決シタルナリト云フ抑モ友人
ノ一タヒ憤慕ノ地ヲ去テ海外ニ赴クヤ人誰カ惜別ノ情無
カラン我輩亦タ固ヨリ三氏ノ遠航ヲ聞テ實ニ別袖ニ忍ヒ
ザルモノアルナリ然レモ此情ヤ万人同有ノ至情ニシテ所
謂人情ナル者ナレハ我輩三氏ノ行ヲ送ルニ敢テ此尋常普
通ノ交情ヲ描寫スルナ好マズ之ニ更ユルニ聊カ平素ニ思
意スル所ノ議論ヲ以テセント欲スルナリ
氣候ノ變化ニ舊衣ヲ脱シテ新衣ヲ取ルモ尙ホ且ツ身体ニ
幾分ノ故障アルヲ覺ユ一國ノ草味ヲ脱シテ文化ノ域ニ邁
マントスルヤ必ズモ多少ノ變動ナキ能ハズ各國古今ノ
歴史以テ然カリトス今夫朝鮮國ハ將サニ蠻風汚俗ノ舊衣
ヲ捨テ、更ラニ近世文明ノ新衣ヲ取リ孤立寂寞ノ悲況ヲ
脱シテ万国對峙ノ大活劇場裡ニ入ラントスル者ナリ其政
治上ニ社會上ニ千障万碍相繼テ施治者ノ針路ヲ迷ギリ至
困至難ノ思ヒアラシムルヤ固ヨリ知ル可キノミ蓋シ朝鮮
國中漸ク開國論ヲ唱フル者多キニ至リタル其中ニ就テ又
タ二個ノ黨派アリ一ハ清國ニ依ラントスル者一ハ我日本
國ノ力ヲ假ラントスル者ニシテ而モ其目下勢力ヲ政府人
民ノ間ニ得ル者反テ前者ニ在リト云フ抑モ朝鮮人民中、
清國ニ依賴セントスル者ノ尙ホ多キハ其孔孟儒教主義ノ
深ク髓裡ニ浸染シテ支那ヲ以テ無二ノ上國ト思ヒ過渺ノ
極點唯支那ノ地位ニ適シテ多欲スルノ妄想ニ出テタル

者ニシテ畢竟朝鮮多數人民ノ尙ホ孔子ノ廣儒說ニ必
群テテ未ダ宇内ノ大勢ヲ知ラザルニ由ルコトナル可シト雖
而オモ彼清國政府ガ此妄信ニ乘リテ恣ニ朝鮮國ヲ
屬府視シ利サヘ我國トノ交際ヲ離間セントスルカ如キ
舉動アルハ誠ニ咄々怪事ト云ハザルヲ得ザルナリ聞クザ
如クンハ本年夏以來支那政府ハ専ラ朝鮮ノ政治ニ干渉シ
或ハ自國ノ兵ヲ以テ王宮ヲ護ラシメ或ハ嶺山士ヲ遣テ開
礦ノ業ヲ始メシメ或ハ李鴻章氏ガ一個ノ資格ヲ以テ招商
局ヨリ五十五万兩ノ金ヲ借リ入レ日本ニ拂フ可キ債金ニ
充ツ可シトテ朝鮮政府ニ貸與セリト云フガ如キハ恰カモ
朝鮮ヲ屬國トナシタル所業ニシテ獨立國ニ對スルノ公道
ニアラズ殊ニ頃日尙ホ聞ク所コトハ清國政府ハ過般我神
戶港ニ領事ヲリマ馬建常(馬建忠ノ弟ナリト云フ)ヲシテ
々韓國ニ赴カシメ其政府ノ顧問ト爲リテ我日本ニ對スル
ノ政略等ニ就キ大ニ指示セシムル所アリト云フ元來清國
政府ガ斯クモ朝鮮國ノ爲メニ必配スルハ其意果シテ何レ
ニ在ルカ唯開國先鞭者ノ名譽ヲ東洋ニ專ラセシメントスル
ノ意カ將タ真ニ朝鮮ヲ遠ニ自國ノ屬府トシテラシメントス
ルノ意カ抑モ亦タ琉球ノ一條ヨリ何トナク我日本ヲ怨嗟
シ其憤恚ノ餘リ朝鮮ヲ唯日本ニ疎遠ナラシメントノ卑
劣心ニ由ルカ我輩之ヲ今日ニ明言スル能ハズト雖モ支那
政府本來ノ性質ハ唯實利主義ニ在テ報令ヒ千古ノ名ヲ汚
スモ實体ノ上ニ於テ一片ノ得ル所アルハ恣然然ル無キハ
支那政府得意ノ手段ナレバ其朝鮮政府ニ對シテ左モ親切
ラシク自國ニ引受ケテ世話セントスルガ如ク所爲アルハ
所謂食マシムルニ甘言ヲ以テスルノ狡猾手段ニシテ與ヘ
テ取ルノ卑劣心ニ由ルニハアラザルヤ我輩聊カ不審ニ堪
ヘザルナリ然レモ尙ホ一方ヨリ觀察スレバ支那政府ハ如
何ニ徒大主義ナリト雖モ朝鮮國ヲ其屬邦トシテラシメント
スルガ如キ虛望ヲ抱クヲ得ザル可ク之ヲ私スルハ我國ヲ
始メ東洋一般ノ許サマル所ナルハ彼政府ノ萬々承知スル
所ナラン而シテ其朝鮮爲中國之屬邦ト誇稱シテ大ニ盡力
スル所アルハ畢竟我日本ニ對シテ競争ノ念ヲ起シ我國ニ
先ツテ大ニ其開國ニ着手セントスルノ功名心ニ出タルニ
アラザルナキヲ得ンヤ然ラハ則チ我國果シテ清國ノ舉動
ヲ傍觀默視ス可キカ曰ク大ニ然カラザルモノアルナリ
蓋シ朝鮮國ハ是レ東洋ノ獨立國ニシテ我國ノ訂盟國ナリ
去レバ尙モ外國ノ干渉ヲ蒙ラズ獨立特歩其好ム所ノ政略
ヲ行ヒ其欲スル所ノ國是ヲ定ムルモ毫モ妨グル所ナキヤ
ナルニ彼清國ガ朝鮮人民ノ尙ホ大ニ自國ニ安撫スル者ア
ルニ乘リテ獲リニ其政府ヲ左右シ其人民ヲ欺瞞シテ我日
本ヲ怨嗟セシメントシテ反々タルガ如キハ誠ニ惡ニ可キノ
甚キヤ者ニシテ我輩實ニ歎々シテ附テ去ル可クシテ我
情國ハ果シテ朝鮮國ヲ其屬邦トシテ我日

雜報

天下ノ大勢ヲ辨ヘズ尙ホ孔孟儒教ノ一天張リヲ以テ徒ラニ強土ノ大人ノ口ノ多ク誇ル者ニアラズヤ故ニ今若シ國體ノ興隆ヲ清國ニ附隨セシメ清人ノ指示ヲ受ルニ從ハシムルハ所謂暗ヨリ暗ニ轉クルモノニ

テ一歩ノ放蕩ヲ朝鮮ニ見ル可カラサルナリ豈ニ之ヲ國體ノ安ヲ可クシヤ而今眞ニ朝鮮ノ開國ヲ謀リ其立ノ國體ヲ成ラシメ洋文明ノ元素ヲ吸入セシムル者果シテ誰ヲ責メ我國ハ之ヲ西洋各國ニ比スレバ國富ニ非ラズ兵強ニ非ラズ文學盛ナルニ非ラズ殖産饒カナルニ非ラズト雖ハ新開國以來聊カ固陋ノ

夢ヲ破リ文明ノ風ニ吹カレ改進ノ波ニ漂フ者ナレバ彼清國如キニ較ブレハ稍當世風ノ國柄ト云ハザルヲ得ザル可ク文明ノ競場ニ於テハ決シテ一歩ヲ彼レニ讓ラザル可キヲ信ス夫レハ彼朝鮮開國ノ如キ東洋依

者ナリ日本人ハ斷シテ其任ニ當ラザル可カラサルナリ斯カル有様ナルカ故ニ我輩ハ夙ニ朝鮮ニ對スルノ運ニ就テ我政府ニ對シ又々人民ニ對シテ活潑銳敏ナル所爲アラソク希望シテ止マサリシコト今回友人牛場島ハ顧問ノ任ヲ以テ彼政府ニ聘セラレ高橋井上ノ一書亦大ニ彼我ノ交通ニ就キ盡ス所アラントテ

將サニ渡航ノ路ニ就カントス朝鮮國ノ爲メニ我國ノ爲メニ豈ニ一大美事ト云ハザルナリ得シヤ然レド尙ホ茲ニ一言セザル可カラサルモノアリ元來我國人ノ意ハ俄リニ朝鮮ノ政治ニ干渉セントスルニ

アズズ又支那人ヲ放逐シテ自カラ之ニ代ラントスルニモアアテテ朝鮮國體ヲ其獨立ヲ全クセシメ一日モ離カズ當代文明ノ德澤ニ浴シ共ニ東洋ノ富強ヲ謀ラントスルコト在ルノミ故ニ今回渡韓ノ諸氏ニ望ム諸氏若韓ノ上人ニ接スル温厚篤實眞ニ精神ノ在ル所ヲ知ラシメ苟モ卑劣心ノ在ツテ存スルニ非ラ

サルナ明ラカニセザル可カラズ然ラザレハ或ハ折角ノ厚意親切モ水泡ニ歸シ反ツテ怨望ヲ買フノ媒介トナル可キヤ知ル可カラズ且夫レ韓國目今ノ情勢外、清國ノ脅威ヲ以テ之ヲ誘フアリ内、人民ノ尙ホ固陋

○參朝 一昨廿五日士官學校卒業生徒卒業授與式の節、聖上の御臨幸在りせられし御禮として同校長三浦中將より昨日參朝せられたり

○徳川家達君 同君より英國留學中修業されし學務及該國の實況等を明細に書誌め此程、聖上の御手許へ差出し天覽に備へらるし

○品川彌次郎君 品川農商務大輔の去る廿日大坂より神戸へ赴かれ兵庫神戸兩港の豪商三十餘名を諏訪山常磐樓に會し種々商業上の談話をされ且共同運輸會社の組織より設立の目的をも演説されたり

○肥田濱五郎君 一昨日の紙上に同君が日本鑄造會社より贈られる金若干圓を區内の學校其他公共便益の事業補助として寄附されし哉と記せしが未だ區内の學校に寄附されし事なきよし

○北海三縣會 同三縣下に於ても縣會を開設せん事を過日其筋へ州廳に及ぶしとの噂の既に記載せしが右は此程内務卿より更に内閣へ申し其認可を乞ひたりといふ

○上告手續改正 新刑注實施以來犯罪被告人が其裁判官渡しを不服せしめて大審院へ上告する事夥數く夫が爲め同院刑事の上告書日々増加し來り益々繁多となるより付其筋に於ては來十六年一月早々更の上告手續を改正を加へらるる候と聞及べり

○三港の巡査 續濱神戸長崎三港在留の從來我國の巡査を左にみ大切とも思ひ本年刑注實施以來大に我國巡査留地館内巡行等の儀を續々出願する趣を縣令より其筋へ上申となりしといへり

○神奈川縣廳 同廳の例年明廿八日を以てある可記處過般火災ありし爲め事務停頓ありて來る三十日迄應務を取扱はれ續々日々に事務を取扱ふといふ

○海軍省 目下在京の海軍文武の判任官着用に於て來る廿九日歳末祝詞として出陣日即ち省內一般へ達せられり又同日九等出仕より十二等出仕まで數十名のりど

○慰勞金下賜 東京控訴裁判所請の判任吏の内管勤のものへ昨日司法省より慰勞賜されたり

○賞賜 磯貝神奈川縣大書記官は本年の際特別勉勵されしを依り金百圓又君の長野縣下松平小學校を費として金圓差出されし實として金盃一個花房外務韓國産虎皮並に狗、雉を博物館へ獻納商務卿伊地知侍講等を初め三十七名の官三名の水道開鑿費并に博物館へ物品獻納て各々銀盃木盃等を此程夫々大政官より

○共同運輸會社 同會社が日本橋區蒲田地へ移轉せし事の前号へ記載せしが一月一日創業事務を執行され同三月頃

○共同運輸會社 同會社が日本橋區蒲田地へ移轉せし事の前号へ記載せしが一月一日創業事務を執行され同三月頃